

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

【告 示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

環境管理課
循環型社会推進課
健康推進課

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

"

の更新

○精神通院医療を担当する医療機関の指定

"

の
辞
退

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機

障害福祉課

関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機

"

関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機

"

関の指定の辞退

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

長寿社会課

【公 告】

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止

都市計画課

【公安委員会】

○ 獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習

生活安全企画課

の実施

○
〃

目次

担当課（室）

”

◎岡山県告示第四百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社サンヨーフーズ

住 所 広島県廿日市市友田96番地2

氏 名 代表取締役社長 井尻 正始

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社サンヨーフーズ笠岡工場

所在地 笠岡市みの越13番地

- (3) 特定施設に関する事項
変更なし
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
- (5) 排水口に関する事項

排 水 口 番 号	雨水排水口No.③～⑤	
区 分	新 設	
	通 常	最 大
水 量 (m ³ ／日)	0	0
p H	-	-
B O D (mg／ℓ)	-	-
C O D (mg／ℓ)	-	-
S S (mg／ℓ)	-	-
油 分 (mg／ℓ)	-	-
T - N (mg／ℓ)	-	-
T - P (mg／ℓ)	-	-
大腸菌群数 (個／cm ³)	-	-

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成28年 8 月 2 日から同月23日まで
 - (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第四百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

(1) 新見市足見字横手平八四一番の一部、八四二番の一部、八四五番の一部、八四七番の一部、八八六番の一部、八八七番の一部、八八八番の一部、八八九番の一部、八九〇番の一部、八九一番の一部、八九二番の一部、八九四番の一部

(2) 新見市足見字横手平八三九番の一部、八四〇番、八四一番の一部、八四二番の一部、八四五番の一部、八四七番の一部、八五二番の一部、八五八番の一部、八五九番の一部、八六〇番一の一部

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成二十八年五月三十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第四百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年八月二日

指定した医療機関

名称

井原薬局

所在地

井原市井原町一二二九一

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成二十八年七月一日

◎岡山県告示第四百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年八月二日

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

おがわ薬局

高梁市落合町阿部五九九―一九

平成二十八年八月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	辞退年月日
井原薬局	井原市井原町一二二九一	平成二十八年六月三十日
ザグザグ薬局総社店	総社市小寺五	平成二十八年七月一日
ザグザグ薬局井原笹賀店	井原市笹賀町二九一	平成二十八年七月一日

◎岡山県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
名 称			
ドルフィン薬局	浅口市寄島町三〇六四	調剤	平成二十八年八月一日
田辺薬局金光店	浅口市金光町占見七九一	調剤	平成二十八年八月一日

◎岡山県告示第四百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年八月二日

指定を更新した医療機関

名称

おがわ薬局

所在地

高梁市落合町阿部五九九―一九

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原木 隆 太

更新年月日

平成二十八年八月一日

◎岡山県告示第四百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
フアーマシイしおかぜ薬局	笠岡市二番町二一ー一	調 剤	平成二十八年六月三十日
田辺薬局寄島店	浅口市寄島町三〇六四	調 剤	平成二十八年六月十九日
井原薬局	井原市井原町一二二九一ー一	調 剤	平成二十八年六月三十日

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

◎岡山県告示第四百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

えんじゅケアプランセンター

2 所在地

岡山県和気郡和気町衣笠九五九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人昭友会

2 所在地

岡山県岡山市中区祇園五四一―一

三 指定年月日

平成二十八年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八〇〇

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

〔三二五〕平成二十八年七月八日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

平成二十八年八月二日

中止する公聴会
岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	公聴会の開催期日	公聴会の開催場所
岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月十七日午後一時三十分から	倉敷市羽島一〇八三番地 備中県民局第二庁舎 二階第一会議室から 第三会議室まで
真庭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月十八日午後一時三十分から	真庭市久世二九二七番地の一 真庭市役所二階大会 議室二
湯原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月十八日午後三時三十分から	真庭市久世二九二七番地の一 真庭市役所二階大会 議室二
井原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月十九日午前十時三十分から	井原市井原町三一一番地の一 井原市役所五階五〇 一会議室及び五〇二 会議室

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

矢掛都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月十九日午後二時三十分から	小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地 矢掛町役場三階大会議室
高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月二十三日午前十時三十分から	高梁市松原通二〇四三番地 高梁市役所三階大会議室
吉備高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月二十三日午後二時三十分から	加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地の六 きびプラザ一階第一会議室
笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月三十一日午前十時三十分から	笠岡市中央町一番地の一 笠岡市役所第一会議室
和気都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月二十四日午後二時三十分から	和気郡和気町尺所五五五番地 和気町総合福祉センター大会議室
美作都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月二十五日午前十時三十分から	美作市栄町三八番地の二 美作市市民センター大研修室

鴨方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月二十六日 午前十時三十分から	浅口市鴨方町六条院 中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一 会議室
津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月二十九日 午前十時三十分から	津山市山北五二〇番 地 津山市役所二階二〇 二会議室
新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	平成二十八年八月三十日午 前十時三十分から	新見市新見一二三番 地の二 まなび広場にいみ小 ホール

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

◎岡山県公安委員会告示第二百二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年八月二日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十八年十月三日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十月四日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年十月十日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十月十三日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年十月十七日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十月二十四日（月） 午前十時	

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

平成二十八年十月二十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年十月三十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十一月七日(月) 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年十一月九日(水) 午後一時	
平成二十八年十一月十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十一月十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年十一月二十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十一月二十四日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年十一月二十八日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十二月五日(月) 午前十時	

2
のをいう。）
2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるも

日	時	場	所
平成二十八年十月三日（月）	午前九時	真庭市仲間一八一六	
平成二十八年十月五日（水）	午前九時	湯原国際射撃場	

平成二十八年十二月七日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十八年十二月十二日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
平成二十八年十二月十四日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十八年十二月十九日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
平成二十八年十二月二十二日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十八年十二月二十六日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場

平成 2 8 年 8 月 2 日 岡山県公報 第 1 1 8 0 9 号

午前九時 平成二十八年十月二十八日（金）	午前九時 平成二十八年十月二十六日（水）	午前九時 平成二十八年十月二十四日（月）	午前九時 平成二十八年十月二十一日（金）	午後一時 平成二十八年十月二十日（木）	午前九時 平成二十八年十月十九日（水）	午前九時 平成二十八年十月十七日（月）	午前九時 平成二十八年十月十四日（金）	午前九時 平成二十八年十月十二日（水）	午前九時 平成二十八年十月七日（金）
湯原国際射撃場 真庭市仲間一八一六				備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場					

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

平成二十八年十月三十一日（月） 午前九時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十八年十一月二日（水） 午前九時	
平成二十八年十一月四日（金） 午前九時	
平成二十八年十一月七日（月） 午前九時	
平成二十八年十一月九日（水） 午前九時	
平成二十八年十一月十一日（金） 午前九時	
平成二十八年十一月十四日（月） 午前九時	
平成二十八年十一月十六日（水） 午前九時	
平成二十八年十一月十七日（木） 午後一時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年十一月十八日（金） 午前九時	

3 スキート射撃（クレイがセンターボールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十八年十月四日（火） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	
平成二十八年十月七日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十八年十月十三日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	
平成二十八年十月十四日（金）		倉敷市福田町浦田七四〇―一	

平成二十八年十一月二十一日（月） 午前九時			
平成二十八年十一月二十五日（金） 午前九時			
平成二十八年十一月二十八日（月） 午前九時			
平成二十八年十一月三十日（水） 午前九時			
平成二十八年十二月十五日（木） 午後一時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場		

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

午前十時	倉敷国際射撃場
平成二十八年十月二十一日（金） 午前十時	
平成二十八年十月二十六日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十八年十月二十八日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十一月四日（金） 午前十時	
平成二十八年十一月九日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十八年十一月十一日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十一月十六日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十八年十一月十八日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十一月二十四日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十八年十一月二十五日（金）	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

午前十時	倉敷国際射撃場
平成二十八年十二月二日（金） 午前十時	
平成二十八年十二月七日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年十二月九日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十二月十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年十二月十六日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年十二月二十二日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年十二月二十三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平

成元年岡山県条例第二号) 第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成28年8月2日 岡山県公報 第11809号

◎岡山県公安委員会告示第百二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年八月二日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十八年十月四日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十八年十月十八日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十八年十月二十五日（火） 午前九時			
平成二十八年十一月一日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十八年十一月八日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十八年十二月十三日（火）			

午前九時	
平成二十八年十二月二十日（火） 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。